

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護師養成課程 (3年)	看護学科	夜・通信	83単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>刊行物「教育課程」へ掲載、当学院への連絡により閲覧若しくは入手可。 今後、ホームページで公表予定。</p>
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

<p>学科名</p>
<p>(困難である理由)</p>

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	(仮称) 学校関係者評価委員会
役割	「2020年4月1日までに、外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程の整備を確実に実施する」

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考) 「2020年4月1日までに、複数の外部人材の選任を確実に実施する」		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>新年度開始前に入学生用に授業計画(シラバス)と学生便覧を作成し、授業目的・目標・概要、授業内容と成績評価方法および履修規定を示し、学生に配布している。また、年間の授業計画進度表を作成・配布し、単位の取得に関して段階的にオリエンテーションを実施している。</p> <p>講義および演習内容や方法は科目試験と授業評価アンケートによる評価を実施し、実習においては「実習指導委員会」での評価会議と授業評価アンケートをもとに改善を図り、翌年度の授業計画書の作成に取り組んでいる。</p> <p>授業計画(シラバス)は、今後、ホームページで公表予定。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>刊行物「教育課程」へ掲載、当学院への連絡により閲覧若しくは入手可。</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則第17条に基づき、学科成績のほか、実習成績、平素の学習状況等を総合して成績審査を実施しており、当該科目の授業の出席3分の2以上を成績審査の対象としている。</p> <p>単位は、所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者に単位認定会議を経て授与される。また、学則施行細則第3条に規定する履修及び単位認定に必要な先修すべき科目は、履修規定第3条に定めている。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則第17条に基づき、学科成績のほか、実習成績、平素の学習状況等を総合して成績審査を実施している。当該科目の授業の出席3分の2以上で成績審査の対象としており、学則施行細則第5条により成績審査の結果について、「優：80点以上」、「良：70点以上80点未満」、「可：60点以上70点未満」、「不可：60点未満」の標語をもって単位を授与し、成績の分布状況を把握している。</p> <p>今後、ホームページで公表予定。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>刊行物「学生便覧」へ掲載、当学院への連絡により閲覧若しくは入手可。</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則第19条に基づき、第2条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位を取得した者について、認定会議を経て学院長が卒業を認定する。</p> <p>認定会議においては、入学試験成績と各年次の成績・出欠席状況及び国家試験模擬試験結果を確認した上で、卒業を認定している。</p> <p>今後、ホームページで公表予定。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>教育目標（卒業時の学生像）を刊行物「教育課程」へ掲載、当学院への連絡により閲覧若しくは入手可。</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
看護師養成校		3年課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	99単位 3,000時間	1,597 時間	190 時間	1,035 時間	0 時間	178 時間
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
135人		126人	0人	12人	119人	131人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）授業は、科目の種類により講義、演習、実習のいずれかにより、また、これらの併用により実施している。また、年間の授業計画は、学則及び履修規定に基づき、入学期別に教育課程及び年間の授業計画進度表を作成し、学生に提示している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則第17条に基づき、学科成績のほか、実習成績、平素の学習状況等を総合して成績審査を実施している。当該科目の授業の出席3分の2以上で成績審査の対象としており、「優：80点以上」、「良：70点以上80点未満」、「可：60点以上70点未満」、「不可：60点未満」の標語をもって単位を授与している。
卒業・進級の認定基準
（概要）修業年限以上在学し、学則に規定する所定の単位を取得した者について、認定会議を経て学院長が卒業を認定する（学則第19条）。 学則第17条に基づき、所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者に所定の単位を与える。しかし、学則施行細則第3条に規定する履修及び単位認定に必要な先修すべき科目の履修ができない場合は、履修規定第5条に基づき、翌年度以降において再履修することができる。

学修支援等
(概要) 各学年で複数担任制としており、課題の取り組み状況と定期試験及び模擬試験等の結果からクラス全体の学修支援と成績不良者への個別支援を実施している。実習においては、指導担当教員が支援し、担任および学年担当主任と情報を共有しながら継続して学修支援をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
40人 (100%)	5人 (12.5%)	35人 (87.5%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 看護師として病院に就職している。			
(就職指導内容) 3年間の進路ガイダンススケジュールに基づいて、看護の動向および就職先や働き方等の情報提供をしながら、目標を持ち進路決定ができるよう支援している。また、就職活動の実際と就職試験に向けた個別指導を実施している。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
126人	5人	3.97%
(中途退学の主な理由) 実習評価が不可となったこと、あるいは病院現場を体験したことで、職業選択の迷いが生じ進路を変更している。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 実習目標の達成を目指して知識・技術の向上と心理的サポートに重点を置いて支援している。また、早期に保護者との面談等を行い、学生への支援について協力を依頼し連携を図っている。		

②学校単位の情報

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	20,000 円	183,600 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.tokachiken.hokkaido.jp/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な評価項目 教育課程、進路指導など ・ 評価委員会の構成 委員定数：4名程度、選出区分：教育に関する有識者 ・ 評価結果の活用方法 評価結果を踏まえ、翌年度の目標設定や具体的取り組みに反映させる。 責任者は学院長とする。 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
「学校関係者評価を確実に実施し、 2020年度からその結果を公表する ために委員の選任を行う」		
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 「2020年度から評価を確実に公表する」		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.octv.ne.jp/~obikan/
--